

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成28年12月12日

九州地方整備局 川内川河川事務所長 坂元 浩二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、九州地方整備局川内川河川事務所における既設の川内川河川管内CCTV監視制御装置（以下「当該装置」という。）の改造に関する公示である。

本改造は、別途新設する監視カメラを既設監視制御装置で監視制御できるように改造するものであり、装置の「機能・性能」に影響が及ぶ改造である。

当該装置は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、当該装置の機器（ソフトウェア等も含む。）製作者（以下「製作者」）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したものであり、その設計製作段階において製作者が所有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、本改造を行うにあたっては、製作者のみが保持する技術が必要である。

よって本改造は、当該装置の製作者（以下「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定法人以外の者で4.の応募要件を満たし、当該装置の改造の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式による契約手続へ移行する予定である。

2. 業務概要

- (1) 件名 川内川河川管内CCTV監視制御装置改造
- (2) 対象設備 CCTV監視制御装置
- (3) 業務内容 CCTV監視制御装置改造 1式
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成29年 7月31日

3. 業務目的

本件は、川内川河川事務所に設置されているCCTV監視制御装置へ別途新設する監視カメラの追加設定を行い、追加した監視カメラの選択切替及び監視制御並びに関連装置への映像配信等を行えるように、改造を行うものである。

4. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の1)及び2)の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。

- 1) 手続開始の決定をうけていること。
- 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更が合った場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

- ④ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- ⑤ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑥ 参加意思確認書の提出期限日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- ① 特定法人が保持する知的所有権に抵触せず履行が可能である旨を証明できること。
- ② 当該装置に係る品質管理等に関する自らの体制を有すること。
なお、やむを得ない事情がある場合には、一部の体制を外部委託することは認める。
- ③ 当該装置の改造完了後の保守体制を有すること。
- (3) 実績に関する要件
平成18年度以降において、完成・引渡し完了した、下記に示す同種物品の納入又は改造した履行実績を有するもの。
同種物品 : CCTV監視制御装置

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
国土交通省九州地方整備局
川内川河川事務所 経理課 契約係
電話 0996-22-3272 (直通)
(内線225)

② 技術関係

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
国土交通省九州地方整備局
川内川河川事務所 調査課 電気通信係
電話 0996-22-3359 (直通)
(内線282)
FAX 0996-25-0862 (直通)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 平成28年12月12日(月)から平成28年12月21日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所等 : (1)②に同じ。
- ③ 交付方法 : 交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送(ファクシミリ)等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 : 平成28年12月22日(木) 17時00分
- ② 提出場所等 : (1)①に同じ。持参、郵送(書留郵便等記録が残るもの)または電送(着信を確認すること)すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)①に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出
予定期限は平成29年1月27日17時00分までを予定している。
また、提案された企画提案書について確認の必要が生じた場合は、ヒアリングを
実施するものとする。
- (4) 詳細は「公示に関する説明書」による。